平成２８年（フ）第４８３５号
東京都西東京市栄町２丁目10―２―605
破産者　二平　信行
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８８０号
東京都杉並区上高井戸３丁目４―12―105
破産者　深町　勇介
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８８９号
東京都調布市国領町４丁目38―９―101
破産者　星野　　剛
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７５号
東京都荒川区東尾久２丁目45番７号
破産者　株式会社七転八起
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７１５号
東京都台東区下谷１―１―７―902、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区元浅草３丁目19番９号
破産者　株式会社スリーコード
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３４３号
神奈川県横浜市中区相生町１丁目17番１号　パークビュー横浜801
破産者　株式会社衆藝舎
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３４４号
神奈川県鎌倉市山崎2333―６
破産者　三木　由行
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５２０号
東京都足立区花畑４丁目22―９―503
破産者　布施　誠一
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８５０号
千葉県市川市相之川４丁目10―18―108（南行徳プラザＡ―１）
破産者　遠藤　祐貴
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８６１号
東京都荒川区荒川７丁目50―９―1807
破産者　乙井　厚美
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１０９号
東京都足立区鹿浜２丁目26―16―102
破産者　澤田由美子（旧姓今江）
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１４８号
東京都千代田区神田錦町３丁目14番地
破産者　株式会社山中レタリング研究所
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１９４号
東京都台東区東浅草２丁目25―15　木村方
破産者　前嶋　秀樹
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１９５号
東京都練馬区氷川台３丁目31―22―403
破産者　坂本　伸作
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１９６号
東京都中央区月島１丁目27―９―1208
破産者　黒沢　宏二
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２７３号
東京都葛飾区鎌倉１丁目39―７―408
破産者　山崎　勝浩
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２９９号
香川県さぬき市鴨庄1966―５、開始決定時の住所東京都豊島区要町２丁目29―２―103
破産者　日吉　正樹
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３００号
東京都板橋区大谷口上町７番10―205号
破産者　安達　光江
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４７２号
東京都清瀬市竹丘２丁目33―23
破産者　宮崎　律子（旧姓赤澤）
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５３９号
東京都杉並区和泉２丁目13―39―703
破産者　上杉　武史
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５６０号
東京都杉並区高円寺北１丁目18―６　滝口マンション　７Ｃ
破産者　高橋　真也
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６７０号
東京都港区赤坂３―17―10　フローレンス一ツ木ビルＢ１、商業登記簿上の本店所在地東京都港区赤坂３丁目17番10号
破産者　有限会社天馬企画
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部